令和８年（フ）第７３５号
さいたま市南区曲本４丁目12番15号　フジエーピーワン　303
破産者　亀山　　雄
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７６０号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間５丁目３番20号　コーポ新井102号
破産者　佐藤　芳徳
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８３５号
埼玉県蕨市塚越７丁目13番12号　メゾン・レーヴ103号、住民票上の住所埼玉県蕨市塚越７丁目24番３号　西川口プラザＡ103号
破産者　小松原雄大
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２８号
埼玉県入間市大字下藤沢731番地１　ウィンディアＡ一101
破産者　小林　　薫
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２０７号
埼玉県狭山市大字南入曽918番地の５　フローラ102、前住所埼玉県狭山市大字南入曽1000番地の15
破産者　富田　　努
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２２８号
埼玉県比企郡川島町大字下狢573番地４
破産者　大河戸　藍
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２８３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷230一５　グレースサンライズ101号室、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区奈良町114番地６　レントハウス奈良町203
破産者　佐藤　朋子
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２８４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷230一５　グレースサンライズ101号室、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区奈良町114番地６　レントハウス奈良町203
破産者　佐藤　俊彦
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３３９号
埼玉県川越市新宿町４丁目２番地４　（パラスト・アウスレーゼ103号室）
破産者　飯田　雅志
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５８４号
神奈川県藤沢市石川２丁目21番地の20　ヴィレッタ六会Ａ105
破産者　長谷川俊明
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４３８号
横浜市神奈川区神大寺２丁目21番５号　サンリーブＫ201号
破産者　中ノ瀬裕也
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５号
川崎市麻生区栗木台２丁目13番４号
破産者　與口　　陸
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
川崎市高津区溝口４丁目６番20一205号　クレセントユニ高津
破産者　山下　和規
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３２５号
川崎市多摩区菅北浦４丁目14番２一104号
破産者　永田　そら
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３７２号
岐阜県関市東新町５丁目39番地１、前住所神奈川県大和市深見台１丁目11番15号　メゾンプティ　アーブルＦ203
破産者　坂井　志穂
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１０５号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町３丁目367番地３、前住所岐阜県各務原市緑苑中１丁目127番地
破産者　弋森下組こと森下　勝典
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２０９８号
名古屋市東区徳川１丁目11番30号
破産者　田嶋伸一郎
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２７３１号
名古屋市昭和区福江１丁目２番１号　セントラルステージ205号
破産者　野中　　純
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部